

(改正後)

(改正前)

商品概要説明書

普通貯金

(令和3年10月1日現在)

商品名	(省略)
ご利用いただける方	(省略)
期間	(省略)
預入方法	(省略)
払戻方法	(省略)
利息	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 ・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。 順スウィング（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替） 1回ごとに55円（うち消費税5円） ・<u>令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。</u>
付加できる特約事項	(省略)
中途解約	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA津南町

商品概要説明書

普通貯金

(令和元年10月1日現在)

(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 ・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。 順スウィング（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替） 1回ごとに55円（うち消費税5円） ・<u>(追加)</u>
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA津南町

商品概要説明書

総合口座

(令和3年10月1日現在)

商品名	(省略)
ご利用いただける方	(省略)
期間	(省略)
預入方法	(省略)
払戻方法	(省略)
利息	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 ・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。 順スウィング（普通貯金（総合）から貯蓄貯金への自動的な振替） 1回ごとに55円（うち消費税5円） ・<u>令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。</u>

商品概要説明書

総合口座

(令和元年10月1日現在)

(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 ・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。 順スウィング（普通貯金（総合）から貯蓄貯金への自動的な振替） 1回ごとに55円（うち消費税5円） ・<u>(追加)</u>

(改正後)		(改正前)	
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。 JA津南町		詳しくは窓口にお問い合わせください。 JA津南町	

商品概要説明書 営農貯金 (令和3年10月1日現在)		商品概要説明書 営農貯金 (令和元年10月1日現在)	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
預入方法	(省略)	(省略)	(省略)
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
利息	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	・令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。	(省略)	(追加)
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。 JA津南町		詳しくは窓口にお問い合わせください。 JA津南町	

商品概要説明書 こども貯金 (令和3年10月1日現在)		商品概要説明書 こども貯金 (令和元年10月1日現在)	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
預入方法	(省略)	(省略)	(省略)
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
利息	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	・令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。	(省略)	(追加)

(改正後)		(改正前)	
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	
J A津南町		J A津南町	

商品概要説明書 普通貯金無利息型<決済用> (令和3年10月1日現在)		商品概要説明書 普通貯金無利息型<決済用> (令和元年10月1日現在)	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
預入方法	(省略)	(省略)	(省略)
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
利息	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J A およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。順スウィング（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替） 1 回ごとに 5 5 円（うち消費税 5 円） ・令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当 J A およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ・スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。順スウィング（普通貯金から貯蓄貯金への自動的な振替） 1 回ごとに 5 5 円（うち消費税 5 円） (追加) 	
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	
J A津南町		J A津南町	

商品概要説明書 総合口座（普通貯金無利息型<決済用>） (令和3年10月1日現在)		商品概要説明書 総合口座（普通貯金無利息型<決済用>） (令和元年10月1日現在)	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
預入方法	(省略)	(省略)	(省略)
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)

(改正後)		(改正前)	
利息	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。順スウィング（普通貯金（総合）から貯蓄貯金への自動的な振替） 1回ごとに55円（うち消費税5円） <u>令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 スウィングサービスの取扱いにあたっては、以下の手数料をいただきます。順スウィング（普通貯金（総合）から貯蓄貯金への自動的な振替） 1回ごとに55円（うち消費税5円） <u>(追加)</u> 	
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	
JA津南町		JA津南町	

商品概要説明書 貯蓄貯金 <u>(令和3年10月1日現在)</u>		商品概要説明書 貯蓄貯金 <u>(令和元年10月1日現在)</u>	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期間	(省略)	(省略)	(省略)
預入方法	(省略)	(省略)	(省略)
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
利息	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 スウィングサービスの取扱いにあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧表に掲載した手数料を負担していただきます。逆スウィング（貯蓄貯金から普通貯金（一般・総合）への自動的な振替） 1回ごとに55円（うち消費税5円） <u>令和3年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。</u> <u>なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当JAおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかります。 スウィングサービスの取扱いにあたっては、店頭に備え置く手数料等一覧表に掲載した手数料を負担していただきます。逆スウィング（貯蓄貯金から普通貯金（一般・総合）への自動的な振替） 1回ごとに55円（うち消費税5円） <u>(追加)</u> 	
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	
JA津南町		JA津南町	

(改正後)

(改正前)

商品概要説明書

定期積金<定額式>

(令和3年10月1日現在)

商品名	(省略)
ご利用いただける方	(省略)
期間	(省略)
払込方法 (1) 払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 <p><u>なお、10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。</u></p>
(2) 払込金額	・1回あたり1,000円以上
(3) 払込単位	・1円単位
払戻方法	(省略)
給付補填金	(省略)
手数料	(省略)
付加できる特約事項	(省略)
中途解約時の取扱い	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A津南町

商品概要説明書

定期積金<定額式>

(令和元年10月1日現在)

(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
払込方法 (1) 払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 <p><u>(追加)</u></p>
(2) 払込金額	・1回あたり1,000円以上
(3) 払込単位	・1円単位
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A津南町

商品概要説明書

定期積金<目標式>

(令和3年10月1日現在)

商品名	(省略)
ご利用いただける方	(省略)
期間	(省略)
払込方法 (1) 払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(初回で掛金を調整) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 <p><u>なお、10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。</u></p>
(2) 払込金額	・1回あたり1,000円以上
(3) 払込単位	・1円単位
払戻方法	(省略)
給付補填金	(省略)
手数料	(省略)
付加できる特約事項	(省略)

商品概要説明書

定期積金<目標式>

(令和元年10月1日現在)

(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
払込方法 (1) 払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(初回で掛金を調整) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 <p><u>(追加)</u></p>
(2) 払込金額	・1回あたり1,000円以上
(3) 払込単位	・1円単位
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)

(改正後)		(改正前)	
中途解約時の取扱い	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。 JA津南町		詳しくは窓口にお問い合わせください。 JA津南町	

商品概要説明書 定期積金<逦増逦減式> <u>(令和3年10月1日現在)</u>		商品概要説明書 定期積金<逦増逦減式> <u>(令和元年10月1日現在)</u>	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期 間	(省略)	(省略)	(省略)
払込方法 (1) 払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(契約期間中、年単位で掛金を増額または減額可能) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 <p><u>なお、10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(契約期間中、年単位で掛金を増額または減額可能) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 <p><u>(追加)</u></p>	
(2) 払込金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり1,000円以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回あたり1,000円以上 	
(3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 	
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
給付補填金	(省略)	(省略)	(省略)
手 数 料	(省略)	(省略)	(省略)
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
中途解約時の取扱い	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。 JA津南町		詳しくは窓口にお問い合わせください。 JA津南町	

商品概要説明書 定期積金<満期分散式> <u>(令和3年10月1日現在)</u>		商品概要説明書 定期積金<満期分散式> <u>(令和元年10月1日現在)</u>	
商品名	(省略)	(省略)	(省略)
ご利用いただける方	(省略)	(省略)	(省略)
期 間	(省略)	(省略)	(省略)
払込方法 (1) 払込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(満期到来済の各年の掛金 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。(満期到来済の各年の掛金 	

(改正後)		(改正前)	
(2) 払込金額 (3) 払込単位	<p>を最終年の掛金として積立可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 <p><u>なお、10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1個別口あたり1回につき1,000円以上 1円単位 	(2) 払込金額 (3) 払込単位	<p>を最終年の掛金として積立可能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1個別口あたり1回につき1,000円以上 1円単位
払戻方法	(省略)	(省略)	(省略)
給付補填金	(省略)	(省略)	(省略)
手数料	(省略)	(省略)	(省略)
付加できる特約事項	(省略)	(省略)	(省略)
中途解約時の取扱い	(省略)	(省略)	(省略)
貯金保険制度 (公的制度)	(省略)	(省略)	(省略)
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	(省略)	(省略)	(省略)
その他参考となる 事項	(省略)	(省略)	(省略)
詳しくは窓口にお問い合わせください。		詳しくは窓口にお問い合わせください。	
J A 津南町		J A 津南町	

附則(指(相)第60号)

(実施日)

この説明書は、令和3年10月1日から実施する。